

指定管理者を募集します

下記の施設について、指定管理者による施設の管理運営を行うため、指定管理者となる団体を募集します(個人は応募できません)。

【募集・申請期限】9月17日(水)午後5時
 【募集要項・申請書の配布】指定管理者を募集する施設の担当部署で配布します。指定管理者の募集・申請についてのご質問や詳細についても、施設の担当部署へお問い合わせください。



登米祝祭劇場

【選定方法】「登米市公の施設指定管理者選定委員会」で、書類審査やヒアリング審査などを行い、施設の管理運営に

最も適した団体を指定管理者の候補者として選定します。その後、市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

指定管理者を募集する施設

公の施設の名称	指定期間(予定)	問い合わせ(担当部署)
登米祝祭劇場(愛称:水の里ホール)	平成27年4月1日～平成32年3月31日	企画部市民活動支援課 ☎0220(22)2173
登米市斎場		市民生活部環境課 ☎0220(58)5553
豊里地域産物活用施設(愛称:産直がんばる館)		産業経済部農林政策課 ☎0220(34)2716
津山木工加工研修施設		
登米森林公園		産業経済部商工観光課 ☎0220(34)2734
とよま観光物産センター(愛称:遠山之里)、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場および歴史資料館(登米懐古館、警察資料館、教育資料館、水沢県庁記念館、伝統芸能伝承館(愛称:森舞台))		
米山産地形成促進施設(愛称:ふる里センターY・Y)および米山西野農村公園		
東和物産館(愛称:林林館)および東和活性化施設(愛称:森の茶屋)		
もくもくランド		産業経済部商工観光課 ☎0220(34)2734
石越高森公園(愛称:チャチャワールドいしこし)		
平岡沼ふれあい公園	平成27年4月1日～平成30年3月31日	

「LOH!TOME(おとめ)カフェ講座」災害対策編」受講者を募集

女性や要援護者の立場に立った支援のあり方、防災・減災の取り組みについて学んでみませんか。
 【対象】地域で防災活動に取り組む意欲のある女性30人程度(原則、全講座が受講可能であること)

【場所】市消防防災センター(3階大会議室)

【時間】午後1時30分～4時

【受講料】無料

【申し込み方法】各総合支所、公民館、コミュニティセンターに備え付けの申込書または任意の様式に、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでお申し込みください。また、電話でも受け付けします。

【申込期間】8月4日(月)～8月29日(金)

【その他】託児を設置します。(無料)、対象児はおおむね1歳から6歳までの未就学児(定員5人程度)

※事前の申し込みが必要です。
 【申し込み・問い合わせ】

日程・内容

日程	内容
1 9月17日(水)	【講義】「女性の声をみんなへ～いろんな場面で気づいた問題点～」 講師:宮城学院女子大学 教授 浅野富美枝 氏
2 10月2日(木)	【講義・実践】「知っておこう!備えておこう!家の近くの避難所・危険な場所」 講師:第1部 総務部防災課職員 第2部 消防本部予防課職員
3 10月16日(木)	【講義】「ハンディキャップを持つ人への支援～私にもできること～」 講師:障害者相談支援員 鴻野みち子 氏
4 10月30日(木)	【講義・ワークショップ】 「心のほっとケア～みんなを笑顔に～」 講師:ケア宮城 代表 畑山みさ子 氏
5 11月7日(金)	【ワークショップ】「こんな時、どうしたらいい?」 みんなで話し合い、問題解決!」 講師:せんだい女性防災リーダーネットワーク

企画部市民活動支援課(市民協働推進係) 〒987-10511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
 ☎0220(22)2173
 ☎0220(22)9164
 ✉shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp



自動販売機の設置者を募集します

都市公園に設置する自動販売機の設置者を募集します。設置を希望する場合は、下記により申し込んでください。

【設置場所】

設置場所	台数	種類
中江中央公園	2	飲料水(酒類・びん類を除く)の自動販売機(災害救援対応型)
萩洗公園	2	
鹿ヶ城公園	1	
かがの公園	2	
なかよし公園	1	
豊里花の公園	1	

【設置期間】平成26年10月1日～平成28年3月31日(1年6カ月)

【設置料金】各設置場所の使用料は、仕様書を確認してください。※自動販売機の設置に係る電気料は、設置者の負担となります。

【応募の手続き】▶設置を希望する場合は、建設部住宅都市整備課(中田庁舎2階)で仕様書などの各種資料を受

け取り、募集内容を確認の上、参加申込書類を提出してください(市ホームページからもダウンロードできます)▶複数の施設への設置を申し込む場合は、施設ごとに参加申込関係書類を提出してください▶設置希望者が複数の施設については、抽選で設置者を決定します。

【募集期間】8月1日(金)から8月22日(金)までの、午前9時から午後5時の間となります(土曜日、日曜日および祝日を除く)※郵送不可

【抽選会の日時】9月3日(水)

【抽選会の場所】市役所中田庁舎(2階201会議室)
 【申し込み・問い合わせ】建設部住宅都市整備課(都市整備係) ☎0220(34)2316



登米市全域が「どぶろく特区」に認定されました

市では構造改革特別区域計画「登米市観光どぶろく特区」(通称:「どぶろく特区」)を申請し、本年6月27日付で内閣総理大臣から認定されました。

今回の構造改革特別区域計画の認定で、農家自らが生産した米を原料とした「濁酒」が市の新たな特産品として加わることになります。これは「米どころ登米市」を全国にPRできるとともに、地元産米の新たな需要の掘り起こし、地域文化の伝承、地産地消の推進や滞在型観光の推進などが期待でき、地域活性化につながるものと考えています。

※「どぶろく」とは…清酒と同じ方法で造った、もろみのカスをこしらえないお酒のこと。昭和の初め頃までは営業用に広く造られたが、現在は許可されていない。

■特区によって何ができるようになるの…

「濁酒」を製造する場合、年間の製造見込み数量が6キロリットル以上でないと酒類の製造免許が取得できません。しかし、今回の特区認定により、認定された特別区域内(登米市全域)で、農家レストラン、農家民宿などを営む農業者自らが製造する場合、数量規定の規制が緩和され、6キロリットル未満でも製造免許の取得が可能となりました。

■特区の活用に応じた留意事項

今回の特区認定に際して「濁酒」を製造しようとする場合、酒類の製造免許を取得することは必須条件です。特区内であっても製造免許を受けなければ「濁酒」を製造することはできません。また、本特区認定で規制の緩和を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。詳しくは産業経済部商工観光課までお問い合わせください。

【問い合わせ】産業経済部商工観光課(観光物産係) ☎0220(34)2734